

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

航空機関連クラスター地域特定業務施設整備事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、関市、美濃市、美濃加茂市及び各務原市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町並びに加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村

3 地域再生計画の区域

関市、美濃市、美濃加茂市及び各務原市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町並びに加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 航空機関連クラスター地域の産業の特徴

※ 航空機関連クラスター地域とは、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、笠松町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村の4市8町1村における区域の全域。

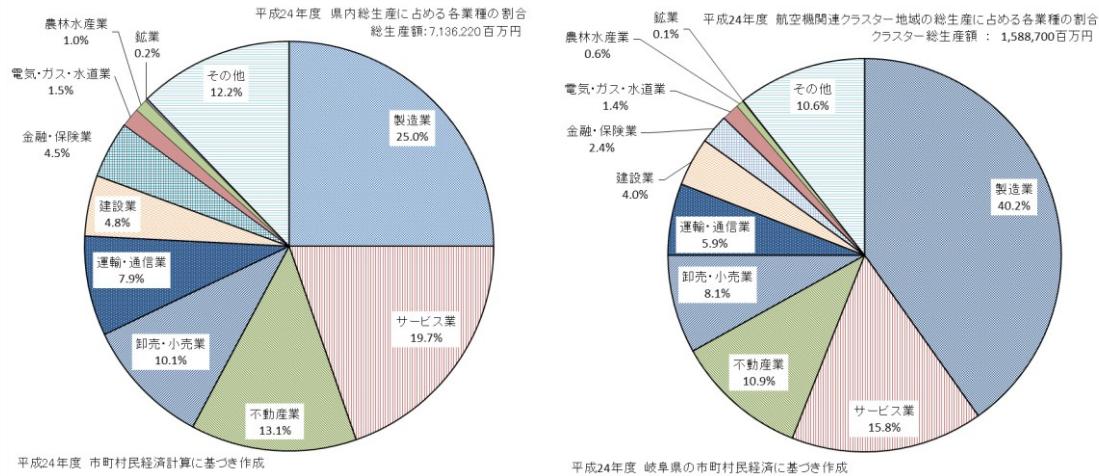
岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。県土の約8割を森林が占め、北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっている。古くからモノづくりが盛んで、県内総生産額及び従業者数では製造業の割合が全体の4分の1を占めており、第2次産業のウェイトが高い産業構造が特徴である。

航空機関連クラスター地域は、岐阜県の中央部に位置し、南は愛知県、北は福井県と隣接し、長良川、木曽川、またその支流沿いの平たん地や、奥美濃・飛騨方面の山地に連なる中山間地域等から形成されている。総面積は約14万haで県全体の約13%を、人口は約41万人で県全体の約20%を占めている。

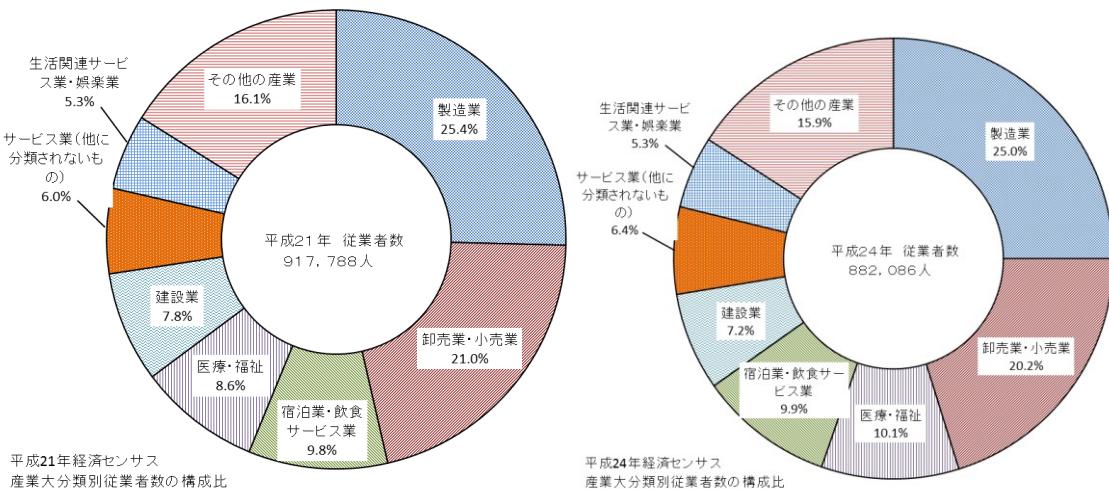
当地域は、総生産額における製造業の割合は40%と突出して高い。完成車体メーカーの岐阜車体工業株式会社（各務原市）をはじめ、自動車部品産業、工作機械産業、地場産業である刃物産業等が集積している。また川崎重工業株式会社岐阜工場（各務原市）を中心とする航空機産業は、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の一翼を担っており、航空機業界の活況を受けて活発な設備投資が見られる。

以上のような産業の地域的特性があるが、輸送用機械や一般機械を含む機械関連産業が大きな柱であるため、外的要因や経済変動伴う影響を、他地域よりも受

けやすい地域といえる。



このような状況下、岐阜県全体における従業者数は下表に示すとおり、平成 21 年には約 92 万人であったのが、平成 24 年には約 88 万人に減少している。



平成26年岐阜県人口動態統計調査では、当地域における社会動態は若年層を中心に、前年と比較し差し引きで845人減少している。とりわけ、最大の減少要因である「職業上の理由」によって差し引き631人が流出しており、以上を踏まえると、人口流出の緩和に向けて若い世代が安定して働く良質な雇用の場を創出するための施策として、企業の本社機能移転を当地域へ促すことが欠かせない重要な要素と言える。

4-2 インフラ整備状況

(交通)

当地域には、主要幹線道路である国道 21 号、41 号、156 号や J R 高山線、名鉄

各務原線が整備されており、県内各圏域や愛知県北部へ短時間でのアクセスが可能である。また、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点となっており、北陸、関西、愛知県へのアクセスも容易である。特に平成 17 年の東海環状自動車道東回りルート開通により、自動車関連産業の盛んな愛知県三河地方と直結することになり、愛知県との経済的な関係が一層深まりつつある。さらに、東海環状自動車道西回り区間の開通区間拡大が令和 6 年（2024 年）に見込まれ、三重県北勢地域への交通の利便性が飛躍的に向上すると期待されている。

（支援機関等）

当地域で集積の見られる航空機産業では技術力ある人材が求められているが、育成には長い時間を要する。こうした要請に中日本航空専門学校が応えている。

また、航空機や自動車部品加工等の研究、技術支援等を行なう岐阜技術革新センター（関市）等の県試験研究機関が立地している。令和元年 6 月には、工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所の 3 つの研究所の機能を集約し、ワンストップサービスに対応する新たなモノづくり拠点として「岐阜県産業技術総合センター」を整備する等、工業系試験研究機関の機能強化を図っている。このほか、高度な専門知識と技術を持ったモノづくり人材を養成する岐阜県立国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校（美濃加茂市）等がある。

また当地域の支援機関と連携し、支援体制を補完するため、隣接する「2020 西回りエリア」に、岐阜大学、岐阜薬科大学の理工系大学や岐阜工業高等専門学校を始めとする高等教育機関、岐阜県産業経済振興センター等の産業支援機関がある。

特に岐阜大学では高度金型技術者の養成、金型加工技術および I o T、A I を活用する生産システムの分野において世界をリードする独創的研究を行う地域連携スマート金型技術研究センターや複合材料の生産加工技術等に関する研究開発を行う G u コンポジット研究センター等を設置しているほか、大学の研究成果の技術移転、地元企業の技術相談等を行い、产学研官連携を推進している。さらに、平成 31 年 4 月に岐阜大学敷地内に県試験研究機関である「岐阜県食品科学研究所」が設置され、県内の食品関連企業に対する技術相談、共同研究、高度な分析等でフルサポートする体制が整えられた。

なお、県内 3 拠点（岐阜市 2 ・ 多治見市 1 ）に岐阜県総合人材チャレンジセンターを整備し、生活・就労相談業務、就職促進業務をはじめ、地域企業への質の高い人材供給に向けた取り組みを展開している。

また、「男女共同参画・女性の活躍推進センター」において、平成 28 年 11 月から、結婚、出産、育児等を機に離職した女性の再就業の支援に取り組むとともに、「岐阜県成長産業人材育成センター」（各務原市）を整備し、航空宇宙産業、医療・福祉機器産業等の成長産業に係る人材育成拠点を形成している。さらには、産学金

官が連携して、高度技術者の育成、確保及び定着の支援に向けた「産学官連携人材育成・定着プロジェクト」を実施するため、平成 27 年度に当該プロジェクトに関する推進協議会を立ち上げた。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

経済産業省が発表した令和 4 年の岐阜県における工場立地動向調査結果では、製造業の立地件数が 56 件で全国 3 位、立地面積が 69.3 h a で全国 3 位となり、共に全国平均の 19.6 件、27.2 h a を上回る結果となった。

当該立地件数（56 件）のうち 9 件が航空機関連クラスターでの立地であり、B C P の観点や交通インフラを背景とした進出がなされている。

工場立地動向調査（製造業）

（単位：件数、ha、%）

	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	うち 県外	うち 県内								
立地件数（件）	26	12	41	20	37	12	41	12	34	10
うち本計画区域	9	5	9	4	11	2	14	5	9	4
割合（%）	34.6	41.7	22.0	20.0	29.7	16.7	34.1	41.7	26.5	40.0
立地面積（ha）	52.5	29.5	44.8	31.0	34.5	10.3	36.6	15.6	98.5	17.2
うち本計画区域	15.5	11.0	7.4	4.8	7.8	1.5	9.5	5.5	5.2	2.5
割合（%）	29.5	37.3	16.5	15.5	22.6	14.6	26.0	35.3	5.3	14.5

	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
	うち 県外	うち 県内								
立地件数（件）	43	14	53	16	46	16	50	21	56	21
うち本計画区域	12	1	13	3	19	6	9	6	13	1
割合	27.9	7.1	24.5	18.7	41.3	37.5	18.0	28.6	23.2	4.8
立地面積（ha）	56.8	31.8	43.5	14.7	49.8	30.8	75.5	35.1	69.3	49.8
うち本計画区域	6.5	1.0	9.4	2.5	16.4	7.3	14.3	12.8	22.7	15.3
割合	11.4	3.1	21.6	17.0	32.9	23.7	18.9	36.5	32.8	30.7

※県外…県外に本社を有する企業の立地

岐阜県では、令和 6 年（2024 年）の東海環状自動車道西回り区間の開通区間拡大を見据え、市町村等と連携し、当地域と併せて 350 h a の新たな工場用地の開発を戦略的に推進していくこととしており、県外からの移転はもとより、地域企業の県内への移転・拡充を見込んでいる。

4－4 地域再生計画の目標

航空機関連クラスター地域では、企業の立地環境をより充実させることで、企業等（航空機関連産業に限らず、幅広い業種を含む。以下同じ。）の特定業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しし、就労機会の増大・雇用の場の創出を図ることを目標とする。

【目標1 企業等の特定業務施設の整備件数】

本計画5－3（2）イで定める地方活力向上地域内における東京23区からの移転を伴う特定業務施設の整備（移転型事業の認定件数）を2件、本計画5－3（2）ロで定める地方活力向上地域内における特定業務施設の整備（拡充型事業の認定件数）を11件とする。

【目標2 就労機会の増大・雇用の場の創出】

企業等の特定業務施設の整備（移転・拡充）により、70人の就労機会の増大・雇用の場の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県下で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成26年8月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域（エリア）の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に4エリアの推進協議会を設立した。

当地域においては平成27年1月に航空機関連クラスター地域企業誘致戦略推進協議会を立ち上げ、主に航空機関連産業を中心とした産業集積に向け、地元市町村、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。

この一環として、幅広い業種の本社機能移転・拡充の誘致にも積極的に取り組むべく、県及び当地域の市町村が一体となって5－3（2）のとおり、対象地域を設定するとともに、新規立地をワンストップ窓口で支援し、立地に伴う初期費用の補助や、移住・定住支援等を行っていく。

また、岐阜大学と連携し、県内立地企業のための高度技術者の育成・確保及び定着支援を行う「産学官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会」を立ち上げ、当地域を含めた県内企業への学生の就職を促進していく。

これらの取り組みにより、企業の本社機能の移転及び県内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推し進め、当地域における就労機会の創出を図る。

5－2 特定政策課題に関する事項

特になし

5－3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)【A3005】

(2) 地方活力向上地域

イ 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、笠松町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村の一部区域（別紙1のとおり）

ロ 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地域

関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、笠松町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、白川町、東白川村の一部区域（別紙1のとおり）

(3) 地方活力向上地域の設定について

イ 移転型事業の対象地域

地方活力向上地域となる本計画5－3(2)イの地域は事業活動を展開しやすい商業系・工業系用途地域を中心に設定した。平成26年の工場立地動向調査（経済産業省）によると、岐阜県外に本社を置く企業（製造業）の当地域への立地が4件あり、県外の企業からも当地域のポテンシャルの高さが評価されており、東京23区からの特定業務施設の整備（移転）が期待されている。

ロ 拡充型事業の対象地域

拡充型事業の対象地域である本計画5－3(2)ロの地域は、人口規模が約41万人の経済圏で、昼間人口や事業所数は下記のとおりである。

（単位：人・所）

最新の人口 (R4 人口動態調査)	人口 (H22 国勢調査)	昼間人口 (H22 国勢調査)	事業所数 (H24 経済センサス)
395,214	414,036	398,430	19,629

当該地域は、東海北陸自動車道や国道156号が地域内を南北に貫き、国道21号、41号が東西を横断しており、自然的・社会的・経済的な一体性を保持している。

また、航空機や自動車部品加工等の研究、技術支援等を行なう岐阜県産業技術総合センターやぎふ技術革新センターがあり、人材育成機関も中日本航空専門学校や岐阜県立国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校が立地している。

さらに当該地域には美濃テクノパーク、関テクノハイランド、テクノプラザ2期、テクノプラザ3期、中蜂屋工業団地等の大型工業団地が整備され、産業基盤の形成や集積が進んでいる。拡充型事業の対象地域は、既存企業の拡張ニーズに応えられるよう、こうした産業集積地を中心に設定した。

近年においては、航空機部品や医療機器を製造するメイラ株式会社（本社：愛知県）、工作機械の株式会社ヤマザキマザック（本社：愛知県）、コンタクトレンズの株式会社メニコン（本社：愛知県）、食品のミツカングループ（本社：愛知県）等が立地しており、今後も、域内や近県の特定業務施設の整備（移転・拡充）が見込まれる地域である。

（4）地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

①地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業

【事業概要】

企業等により実施される東京23区からの移転を伴う特定業務施設等の整備。

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【実施場所】

本計画5-3(2)イで定める地方活力向上地域内

②地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業

【事業概要】

企業等により実施される特定業務施設等の整備（移転・拡充）。

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【実施場所】

本計画5-3(2)ロで定める地方活力向上地域内

ロ 不動産取得税の課税免除制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う課税免除制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成30年4月から令和8年3月

ハ 事業税の不均一課税制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う不均一課税制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成 27 年 10 月から令和 8 年 3 月

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取り組み

イ ワンストップ相談窓口の設置又は機能強化

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備が円滑に進むよう、煩雑な各種手続きをワンストップで総合的に支援する体制を整備（設置又は機能強化）する。当該相談窓口では、適地紹介、各種補助制度の手続き支援、移住・定住促進部署と連携した生活面での支援等を行う。

【実施主体】

岐阜県、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月：岐阜県、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村

【参考】

岐阜県では、平成 27 年 4 月 1 日に本社機能移転サポート窓口を設置した。

ロ 特定業務施設の整備に対する財政支援の拡充

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備に対する財政支援として、投資金額の 1 割を補助する県による制度に加えて、市町による固定資産税相当額を 3~10 年間助成する制度、県の補助金交付額の 2 割を補助する制度、また操業にあたって新たに雇用した従業員に対して 1 人あたり 5~20 万円を交付する雇用促進奨励金制度等を新たに創設、または既存制度の拡充を図る。

【実施主体】

岐阜県、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、笠松町、富加町、

川辺町

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月：岐阜県、関市、美濃市、

美濃加茂市、各務原市、富加町、川辺町

平成30年4月から令和13年3月：岐南町

令和6年3月から令和13年3月：笠松町

【参考】

岐阜県では、平成27年度に岐阜県本社機能移転促進事業補助金を創設。

平成30年10月に雇用要件を10人（中小企業5人）から5人（中小企業2人）に引き下げ、制度を拡充している。さらに、令和元年10月から、東京23区内からの本社機能移転に対する補助メニューを拡充し、補助金額を5億円上乗せし、最大10億円に拡充。なお、平成27年4月から、製造業の立地を対象とした岐阜県企業立地促進事業補助金について、新たに中小企業枠を設け、投資額要件を10億円以上から5億円以上に引き下げ、制度の拡充を図った。

ハ 人材の確保に関する支援

①岐阜県中小企業総合人材確保センター等を活用した支援

【事業概要】

生活・就労相談業務、就職促進業務を展開している岐阜県総合人材チャレンジセンターの利用を促すとともに、平成29年4月に、県内企業の人材確保に関する総合支援拠点として設立された岐阜県中小企業総合人材確保センターに関する情報提供を行い、企業等の人材の確保を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

②人材確保・育成支援

【事業概要】

市、ハローワーク、各務原市雇用・人材育成推進協議会の連携により、立地企業の人材確保及び育成を支援する。

【実施主体】

各務原市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

ニ 工場用地の開発促進

①工場用地の開発支援

【事業概要】

県内の工場用地開発を戦略的に推進するため、市町村の工場用地候補地の基本的調査（開発可能性調査・需要調査）を実施する等、関係機関の開発支援を展開し、企業の特定業務施設の整備を促す。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

【事業概要】

市町村の工場用地開発をさらに推進するため、市町村の要請に応じて専門家（アドバイザー）を派遣し、候補地により異なる工場用地開発に関する課題の整理・解決を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

平成 30 年 4 月から令和 13 年 3 月

【参考】

岐阜県では、市町村等が計画する工場用地の開発を促進させるため、開発手法の提供や支援を展開している。

②工場・施設の情報開示

【事業概要】

用地・施設の整備状況に関する情報を、新規企業立地を計画している企業へ情報提供を行う。

【実施主体】

八百津町

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

ホ 特定業務施設の整備企業の従業員を対象とした生活面での支援

①住まいに関する情報提供

【事業概要】

移住・交流セミナーの開催、空き家バンク等を活用した住まいに関する情報や教育・医療等に係る生活情報の提供、移住・定住に係る補助制度等による生活面全般のサポートを実施する。

【実施主体】

岐阜県、八百津町、白川町、東白川村

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

【参考】

岐阜県では、首都圏の移住希望者に向けた相談窓口として「清流の国ぎふ
移住・交流センター」を平成 27 年 4 月に東京都に開設している。

②定住促進助成金制度

【事業概要】

本社機能移転に伴い、町内に新たな住宅を取得する従業員に対して、一律
10 万円を助成（町の定める要件あり）。

【実施主体】

川辺町

【実施時期】

平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月

～ その他の支援制度

①緑地面積等の緩和

【事業概要】

本社機能と共に工場も併せて移転する場合、工場立地法に基づく工場の敷
地面積に対する緑地面積率を緩和。

【実施主体】

関市

【実施時期】

平成 27 年 7 月から令和 13 年 3 月

【事業概要】

工場立地法の規定による特定工場の新設（変更）の届出に係る
緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を緩和。

【実施主体】

美濃加茂市、富加町、川辺町

【実施時期】

富加町：平成 30 年 4 月から令和 13 年 3 月

美濃加茂市：平成 31 年 1 月から令和 13 年 3 月

川辺町：平成 31 年 4 月から令和 13 年 3 月

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

本計画 4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間中毎年度、必要な調査
を行い状況の把握を行うとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う
ものとする。

目標 1 の企業の特定業務施設の整備件数は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の県認定件数から算出し、目標 2 の就労機会の増大・雇用の場の創出は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実績から算出する。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

(単位：件、人)

<航空機関連クラスター地域>

目標	年度														合計		
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	11年次	12年次	13年次	14年次	15年次		
企業等の特定業務施設の整備件数 【目標 1】	2	1	2	2	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	13	
移転型事業の認定件数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
拡充型事業の認定件数	2	1	1	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	11	
就労機会の増大・雇用の場の創出 【目標 2】	14	7	14	14	14	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1	0	70
移転型事業での雇用創出	0	0	7	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10	
拡充型事業での雇用創出	14	7	7	14	14	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	60

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

本計画 4 に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を、岐阜県ホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし